主任技術者の専任に係るＱ＆Ａ

香取市

【Ｑ一覧】

Ｑ　１：建設業法施行令第２７条第２項の規定が緩和されたのか。

Ｑ　２：一体性や連続性、相互に調整を要する工事の判断はどのように行うのか。

Ｑ　３：兼務が認められないのは、どのような場合か。

Ｑ　４：１０．０ｋｍは直線距離か、それとも移動する道路の距離（走行距離）か。

Ｑ　５：工事現場の相互の間隔とは、どのように計測した値か。

Ｑ　６：兼務は２件までだが、３件以上の工事を兼務できるケースはないか。

Ｑ　７：市が発注する工事同士に限らず、兼務が可能になるのか。

Ｑ　８：兼務の対象に民間工事も含まれるのか。

Ｑ　９：専任の必要がある工事と、専任の必要がない工事を兼務できるか。

Ｑ１０：兼務届出書は、新たに配置予定となる工事の発注者にのみ提出すればいいか。

Ｑ１１：兼務している２件の工事の下請契約額の合計が４，５００万円（建築一式工事は７，０００万円）を超えてしまった。監理技術者へ変更が必要か。

Ｑ１２：兼務している一方の工事で専任を要する監理技術者へ変更しなければならなくなった場合は、どのように取扱うのか。

Ｑ１３：兼務している主任技術者が、真にやむを得ない場合（死亡、退職等）により途中交代しなければならないときはどうするのか。
また、このような場合において、他の工事の主任技術者が兼務することは可能か。

Ｑ１４：同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、現場代理人を兼務することができるのか。

Ｑ１５：施行日より前に契約をしている工事間での取扱いはどうなるのか。

【Q&A】

Ｑ　１：　建設業法施行令第２７条第２項の規定が緩和されたのか。

Ａ　１：　規定が緩和されたのではなく、その取扱いが明確化されたものです。

Ｑ　２：　一体性や連続性、相互に調整を要する工事の判断はどのように行うのか。

Ａ　２：　国土交通省の通知に沿うものとし、以下を例として判断します。

「工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事」

例：面的なつながりを有する区域での工事

（市発注工事は市が一体的に整備等をすることから、一体性があると判断）

同一路線や同一河川で実施する工事

同一敷地内の工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」

例：工程調整や安全確保のための調整を要する工事等

・工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要するもの

・工事用道路を共有しており、相互に工程調整を要するもの

・２つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの

・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

Ｑ３：　兼務が認められないのは、どのような場合か。

Ａ３：　兼務する要件（要領第３条）を満たしていない工事や、既に２件の工事を兼務しており専任の期間内である場合、重要構造物の工事などで発注者が認めない場合は兼務できません。

また、既に配置している工事の発注者が兼務を認めない場合も兼務できません。

Ｑ　４：　１０．０ｋｍは直線距離か、それとも移動する道路の距離（走行距離）か。

Ａ　４：　工事現場間の直線距離とします。河川の右岸と左岸の工事であっても直線距離とします。

Ｑ　５：　工事現場の相互の間隔とは、どのように計測した値か。

Ａ　５：　工事現場間の最短距離と捉えます。仮囲い等を行う工事はその最短距離とします。

Ｑ　６：　兼務は２件までだが、３件以上の工事を兼務できるケースはないか。

Ａ　６：　市発注工事を含む場合は２件までですが、密接な関係のある２以上の工事を同一の場所で施工するものにあっては、この限りではありません。

（参考）国土交通省　「監理技術者制度運用マニュアル」（抜粋）

例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（建設業法施行令第二十七条第二項）。

Ｑ　７：　市が発注する工事同士に限らず、兼務が可能になるのか。
Ａ　７：　発注機関を問わず、それぞれの工事の発注者が認める場合は兼務が可能です。

Ｑ　８：　兼務の対象に民間工事も含まれるのか。
Ａ　８：　民間工事も含まれますが、契約書等により内容を確認できる必要があります。

Ｑ　９：　専任の必要がある工事と、専任の必要がない工事を兼務できるか。
Ａ　９：　兼務の要件（要領第３条）を満たし、発注者が認めれば可能です。

Ｑ10：　兼務届出書は、新たに配置予定となる工事の発注者にのみ提出すればいいか。
Ａ10：　兼務届出書は、新たに配置予定の工事となる発注者に対し、一般競争入札（事後審査型）の場合は落札候補者となった時点、その他の場合は契約締結前に提出をするものです。
提出前に、既に主任技術者として配置をしている工事の発注者から内諾を得てください。
（「工事打合簿」等、内諾が分かるものを添付）
届出書の提出の際に、既に配置をしている工事の契約書の写しを提出してください。
提出後、発注者が確認をした後に、既に配置をしている工事の発注者に対し、兼務届出書の写しを提出して下さい。
なお、兼務する工事が全て市の発注であっても、兼務届出書等はそれぞれの工事に対する関係書類として提出する必要があります。

Ｑ11：　兼務している２件の工事の下請契約額の合計が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）を超えてしまった。監理技術者へ変更が必要か。
Ａ11：　それぞれの工事の下請契約額を合計する必要はありませんので、変更は不要です。
ただし、兼務するいずれかの工事の下請契約額が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）を超えた場合は、監理技術者に途中変更しなければなりません。（Ｑ１２参照）

Ｑ12：　兼務している一方の工事で監理技術者へ変更が必要になった場合は、どのように取扱うのか。
Ａ12：　主任技術者から監理技術者へ途中変更が必要となった場合は、主任技術者の途中交代を認めます。
なお、元から配置している者を監理技術者とする場合は、監理技術者の兼務は認められていないため、兼務が出来なくなります（代理人を兼ねている場合は、代理人の兼務も不可）。
一般競争入札において配置予定技術者として配置した技術者は、真にやむを得ない場合を除いて、途中交代は認められません。

Ｑ13：　兼務している主任技術者が、真にやむを得ない場合（死亡、退職等）により途中交代しなければならないときはどうするのか。
また、このような場合において、他の工事の主任技術者が兼務することは可能か。
Ａ13：　新たな主任技術者を配置することになりますが、交代前後における技術者の技術力が同等以

上に確保され、工事の継続性、品質確保に支障がないと発注者が認められる主任技術者を配置する必要があります。

ただし、途中交代時に他の工事の専任の主任技術者が兼務することはできません。

同一の専任の主任技術者の兼務については、取扱要領第６条により、兼務届出書の提出時点（契約締結前）でのみ判断ができるものです。

Q14：　同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、現場代理人を兼務することができるのか。

A14：　香取市が発注する工事で、同一の専任の主任技術者が兼務をしている工事間であれば、主任技術者と現場代理人が同一人かを問わず、現場代理人も兼務ができるものとします。

※現場代理人は、市が発注する工事間でのみ兼務が可能です。

Q15：　施行日より前に契約をしている工事間での取扱いはどうなるのか。

A15：　施行日より前に契約をしている工事間での兼務はできません。

ただし、施行日以後に契約を締結する工事が適用範囲に含まれる場合は、施行の日の前日までに契約を締結した工事についても、兼務の対象とします。